３／21（金）の発表

note　北海道教育委員会の情報を広く発信中　学校教育　生涯学習　文化財　採用情報　X

報道発表資料の配付日時　　３月　21 日（金）15 時 00 分

発表項目（行事名）	令和７年度文部科学大臣表彰（子供の読書活動優秀実践校等）の決定について		
記者レクチャーのお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	令和７年度文部科学大臣表彰（子供の読書活動優秀実践校等）について、道内からは、次のとおり被表彰者等が決定されましたのでお知らせします。 １　優秀実践校・園 (1) 伊達キリスト教会学園伊達幼稚園 伊達市元町 31(電話：0142－23－3318) (2) 士別市立士別南小学校 士別市東４条 14 丁目 3130 番地(電話：0165－23－4148) (3) 東川町立東川第三小学校 東川町東８号南１番地(電話：0166－82－3015) (4) 恵庭市立柏陽中学校 恵庭市柏陽町３丁目 265(電話：0123－34－0551) ２　優秀実践図書館 (1) 市立留萌図書館 留萌市住之江町２丁目１(電話：0164－42－2300) (2) 帯広市図書館 帯広市西２条南 14 丁目３(電話：0155－22－4700) ３　優秀実践団体 (1) 岩見沢市立中央小学校図書ボランティア（岩見沢市） 岩見沢市７条西 16 丁目７番地３　岩見沢市立中央小学校 (電話：0126－22－0285) (2) にじのはし（苫小牧市） 苫小牧市末広町３丁目１－15　苫小牧市立中央図書館 (電話：0144－35－0511) ４　表彰式 令和７年４月 23 日(水)13 時～17 時 令和７年度子どもの読書活動推進フォーラム内で実施 会場：国立オリンピック記念青少年総合センター （東京都渋谷区代々木神園町３－１） ５　参考 本表彰は、読書活動の一層の推進に資するため、子供が積極的に読書活動を行う意欲を高める活動について優れた実践を行っている学校・園・図書館・団体（個人）を文部科学大臣が表彰するものです。 【添付資料】 ・文部科学大臣表彰（子供の読書活動優秀実践校等）の被表彰校等における実践の概要 ・子供の読書活動優秀実践校・園・図書館・団体（個人）表彰要項		
参考	文部科学省において、３月 21 日（金）14 時 00 分に本表彰の被表彰者一覧の報道発表が行われております。		
報道（取材）に当たってのお願い			
他のクラブとの関係	同時配付 同時レク	(場所)	
担当（連絡先）	教育庁生涯学習推進局社会教育課地学協働推進係　担当：長岡課長補佐 ＴＥＬ　ダイヤルイン　０１１－２０４－５７４４（内線３５－５０３） ＴＥＬ　公用スマホ　　０１１－５８５－６１０１（内線１２７４３）		

文部科学大臣表彰（子供の読書活動優秀実践校等）被表彰校等における実践の概要

種　別	優秀実践校・園・図書館・団体（個人）
学校・園	伊達キリスト教会学園伊達幼稚園
	士別市立士別南小学校
	東川町立東川第三小学校
	恵庭市立柏陽中学校
図書館	市立留萌図書館
	帯広市図書館
団体	岩見沢市立中央小学校図書ボランティア（岩見沢市）
	にじのはし（苫小牧市）

1　優秀実践校・園（１園・３校）

学校・園名	主な取組内容
伊達キリスト教会学園 伊達幼稚園 実践開始　昭和 60 年度 学級数　４学級 園児数　64 人	・園の目標の三本柱の一つとして「絵本大好きな子どもを育てる」ことを掲げ、読書を習慣化 ・開園当時から帰りの会等で日常的に絵本の読み聞かせを実施 ・「親子読書カード」を作成し、絵本の貸出しや月刊絵本の無償配付により、家庭での読書も推進 ・親子登園をする未就園児に対しても絵本の読み聞かせを実施 ・年数回、市立図書館を訪問して様々な絵本に触れる機会を創出
士別市立 士別南小学校 実践開始　平成 13 年度 学級数　18 学級 児童数　256 人	・平成 31 年度（2019 年度）から司書教諭及び学校司書を中心とした体制を整え、令和２年度（2020 年度）には学校図書館全体計画を策定 ・ＰＴＡによる絵本読み聞かせの実施や、年６回の読書強化週間の取組の実施（担任のおすすめ本紹介やスタンプラリー実施など） ・読み聞かせを楽しみながら校内を巡る「南小絵本ツアー」を実施 ・児童向け図書見本市（選書）の実施 ・市立図書館と連携し、定期的な図書の貸出しによる学級文庫の設置
東川町立 東川第三小学校 実践開始　平成 26 年度 学級数　５学級 児童数　24 人	・東川町読書活動推進計画（令和２年（2020 年）３月策定）に基づき、学校司書と図書担当教諭が連携して読書活動を企画・運営 ・児童主体の読書コンクールの実施や読書貯金通帳の取組の実施 ・道立図書館や企業と連携した、児童が様々な本と触れ合う機会の創出 ・家読の取組に対する表彰や図書通信の地域配布 ・「地域の図書館」としての活用を目指した学校運営協議会との連携や保護者への利用ＩＤ発行
恵庭市立 柏陽中学校 実践開始　平成 18 年度 学級数　12 学級 生徒数　293 人	・平成 18 年度（2006 年度）から専任の学校司書を配置し、市としても「恵庭市人とまちを育む読書条例」（平成 25 年４月１日施行）により読書活動を推進 ・全校一斉の朝読書や「読書リスト（中学校３年間の読書記録）」作成等による読書習慣の形成 ・図書委員会の生徒によるおすすめ本展示や多読賞等の表彰 ・地域ボランティアと連携した読書環境整備 ・市立図書館や他の学校図書館との蔵書管理システムのオンライン連携

２　優秀実践図書館（２館）

図書館名	主な取組内容
市立留萌図書館 設　立　昭和 25 年	・平成 22 年（2010 年）に市内唯一の書店が閉店したことを受け、市民団体による書店誘致活動に協力して新規出店を実現(平成23年(2011年)：留萌ブックセンターｂｙ三省堂書店) ・書店と図書館共通のスタンプカード作成や書店イベントへの協力 ・学校図書館の選書支援（本の見本市）や蔵書整理支援、団体貸出し ・館内での読み聞かせやものづくり教室の開催のほか、市内の児童センターを巡回する出張おはなし会の実施 ・小・中学生対象の無料塾「寺子屋るもいっこ」運営による来館の動機付け
帯広市図書館 設　立　大正９年	・電子図書館開館（令和３年（2021 年）４月）後、小・中学生へのタブレット端末貸与に併せて電子図書館利用ＩＤを市内の全児童生徒に付与し、利用を促進 ・「電子図書館使いこなし教室」を教員や保護者向けに実施 ・子育て支援を目的に、就学前の子どもの年齢に合わせた絵本セット「子育て応援バッグ」を貸出し ・冬休み中の小・中学生を対象に「家読にチャレンジ！」事業を実施し、読書機会を提供 ・市内の高校の学校図書局と協力した展示等を実施し、ＳＮＳに投稿

３　優秀実践団体（２団体）

団体名	主な取組内容
岩見沢市立中央小学校 図書ボランティア （岩見沢市） 設　立　平成 12 年 会員数　10 人	・国が「子ども読書年」と定めた平成 12 年（2000 年）に、ＰＴＡから活動予算が組まれ、朝の読み聞かせ活動を開始 ・児童の発達段階に応じて、読み聞かせに加え、人形劇、大型紙芝居等を上演 ・保護者に加え、卒業生の保護者や趣旨に賛同する地域住民も参画 ・国語の授業で行われたビブリオバトルで、クラス代表児童の発表資料作成支援 ・市立図書館の本を学校で貸出し、返却ができるよう連携
にじのはし （苫小牧市） 設　立　平成 15 年 会員数　６人	・苫小牧市立中央図書館で活動するボランティア団体として結成され、大型絵本や手品等も交えたおはなし会を定期的に開催 ・他の読み聞かせ団体と協力して「青空こどもとしょかん（野外おはなし会)」を実施 ・ストーリーテリングや朗読など、大人も対象にしたおはなし会の実施 ・北海道平取養護学校からの依頼により、医療的ケアが必要な児童の自宅を訪問して読み聞かせを実施 ・図書館事業に企画段階から参加し、事業改善や運営に寄与

（学級数、園児・児童・生徒数及び会員数は、令和６年（2024 年）５月１日現在）

子供の読書活動優秀実践校・園・図書館・団体（個人）表彰要項

平成２１年１１月２４日
文部科学大臣決定
平成２８年１０月７日
一部改正
令和５年８月４日
一部改正

１　趣　旨

この要項は、子供が、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものである読書活動の一層の推進に資するため、国民の間に広く子供の読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子供が積極的に読書活動を行う意欲を高める活動において特色ある優れた実践を行っている学校・園・図書館・団体及び個人（以下「学校等」という。）に対し、その実践をたたえ文部科学大臣が行う表彰に関して必要な事項を定めるものとする。

２　表彰の対象

表彰は、次に該当するもののうち、子供の読書を推進する活動が顕著に優秀と認められる学校等に対して行うものとする。

〔学　校・園〕
各都道府県の域内に所在する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校、幼稚園、認可保育所、認定こども園（全類型）

〔図　書　館〕
各都道府県の域内に所在する図書館法第２条に規定する公立、私立の図書館

〔団体（個人）〕
各都道府県の域内に主たる事務所が所在する団体又は各都道府県の域内に住所地を有する個人

３　推薦基準

都道府県又は都道府県教育委員会は、次に定める推薦基準により被表彰候補学校等の推薦を行うものとする。

〔学　校・園〕
域内において、子供の読書、学校図書館の活用、絵本や物語などに親しむ取組、図書館等との連携など読書を推進する近年の活動が顕著に優秀と認められること。

〔図　書　館〕

域内において、子供の読書を推進する活動が顕著に優秀と認められること。

〔団体(個人)〕

域内において、子供の読書を推進する活動が顕著に優秀と認められること。

〔共 通 事 項〕

過去１０年以内に本要項に基づく文部科学大臣表彰(廃止された読書活動優秀実践校表彰実施要項、及び子どもの読書活動優秀実践図書館・団体（者）表彰要項に基づく文部科学大臣表彰を含む。）を受けたことのある学校等又はこれに類する文部科学大臣（又は文部大臣）表彰を受けたことのある学校等を除く。

４　推薦手続き

都道府県又は都道府県教育委員会は、次に定めるところにより文部科学大臣に推薦を行うものとする。

なお、推薦に際しては別紙「優秀実践校、優秀図書館及び団体（個人）表彰推薦書」を作成し、文部科学省に提出するものとする。

〔学　校・園〕

推薦基準を満たす域内に所在する国立、公立及び私立の学校・園の中から４校・園を限度として推薦する。この場合、都道府県教育委員会は、国立学校及び私立学校等については、附属学校を置く国立大学長及び都道府県知事に推薦を求めることができる。

〔図　書　館〕

推薦基準を満たす域内に所在する図書館のうち、選考のうえ原則として１館（ただし、社会教育調査において図書館数が１００館を超える道府県にあっては２館以内、３００館を超える東京都にあっては４館以内）を推薦する。

なお、選考に当たっては、都道府県又は都道府県教育委員会に関係者からなる選考委員会を設け、その議を経るものとする。

〔団体(個人)〕

推薦基準を満たす域内に主たる事務所が所在する団体又は域内に住所地を有する個人のうち、選考のうえ原則として１団体（人）（ただし、人口５００万人を超える道県にあっては２団体（人）以内、人口７５０万人を超える府県にあっては３団体（人）以内、東京都にあっては４団体（人）以内）を推薦する。この場合、都道府県又は都道府県教育委員会は、読書活動の推進を図る団体等に推薦を求めることができる。

なお、選考に当たっては、都道府県又は都道府県教育委員会に関係者からなる選考委員会を設け、その議を経るものとする。

５　被表彰学校等の審査及び決定

本要項４により推薦された学校等について、学識経験者の意見を聞いて審査を行い、文部科学大臣が被表彰学校等を決定する。

なお、被表彰校等の数は、次の各号に定めるとおりとする。

（１）学校・園については、１９０校・園程度（各都道府県４校・園）とする。

（２）図書館については、原則５６館以内とする。
（３）団体又は個人については、原則６０団体（人）以内とする。

６　表彰の期日等
文部科学省において別に定める。

７　表彰の取消し
次に該当する場合は、表彰を取り消すことができる。
（１）被表彰候補学校等に関する推薦書に不実な記載があると判明したとき。
（２）被表彰学校等において、本表彰の趣旨を損なう行為があったとき。

附　則
１　この決定は、平成２１年１１月２４日から実施し、平成２２年度の表彰から適用する。

２　読書活動優秀実践校表彰実施要項（平成１３年５月８日文部科学大臣決定）は、廃止する。

３　子どもの読書活動優秀実践図書館・団体（者）表彰要項（平成１４年２月２８日文部科学大臣決定）は、廃止する。

４　子どもの読書活動優秀実践図書館・団体（者）推薦要領（平成１４年２月２８日スポーツ・青少年局長決定、生涯学習政策局長決定）は、廃止する。

附　則
この決定は、平成２８年１０月７日から実施し、平成２９年度の表彰から適用する。

附　則
この決定は、令和５年８月４日から実施し、令和６年度の表彰から適用する。